



実践的 刑事事実認定と 情況証拠 第4版

最新判例等を
反映し、
アップデートした
第4版!

弁護士・前学習院大学教授・元東京高等裁判所部総括判事 植村立郎 著

A5判

並製

480頁

定価(本体3,400円+税) 送料300円

ISBN978-4-8037-4351-7 C3032

本書のポイント

元東京高裁判事による刑事事実認定の指南書!

筆者の長年の経験と研究に基づき、刑事裁判における事実認定の構造・思考等の“総論”について、判例や具体例を挙げて分かりやすく解説。刑事事実認定を根本から理解できる!

「情況証拠」に着目した実践的解説!

「情況証拠の観点から適切な事実認定に寄与すること」を目指し、情況証拠に対する論理則・経験則の適切な適用方法について解説。捜査担当者、法学研究者、司法修習生、法科大学院生等に、最適の一冊。

各論としての『刑事事実認定重要判決50選』をより深く理解できる!

刑事事実認定の総論的役割を担う本書と、各論的役割を担う『刑事事実認定重要判決50選〔第3版〕』上・下巻を合わせて読むことにより、さらに理解が深まる。



内容見本

第2章 刑事裁判における事実認定

証拠に基づく判断が可能となることもある。こういったときには、まさに当事者の適切な訴訟活動が期待されるのである。そして、裁判所としても、必要に応じ、訴訟前準備を奨励することによって、適切な証拠調べが図られることもある。

公判前整理手続を経た事件では、証拠調べ手続が整備されているから、検察官によって開示された証拠が活用される場面が拡大しており、ここで述べられていることの実現可能性もそれが高まっている。同時に、被告人は、そのように高める努力をし続けることが求められているといえる。

第4章 判決における事実認定は、それまでの審理の総決算

1 判決書の完成度には判決段階以前の訴訟の在り方が重要

以上の説明から明らかのように、事実認定は判決における事実認定は、それだけが独立した独立した作業としてではなく、それまでの訴訟手続のいかに進められてきたかによって、判決段階以前の訴訟の在り方が重要なものである。したがって、判決段階以前の訴訟の在り方が適正なものであれば、判決書の完成も、通常はそれだけ容易なものとなっていくはずである。例えば、裁判員裁判において、限られた時間内で判決書が作成できているのも、充実した公判前整理手続や十分に即した証拠調べが実現されていることが前提となっている、と考えらる。上記の前提の定しきり理解されよう。

判決書の完成に寄与する事項の中には、他のものも含まれており、関係者を理解しない判決書を完成できないこと

第1章 刑事事実認定における要件的事実的思考の意義と必要性について

第1 刑事事実認定における要件的事実的思考の意義と必要性について

1 刑事事実認定が要件的事実に関わっていることについて

(1) 刑法を始めとする実定法の定めは、具体的な犯罪事実に必要な要件事実を、認定者の自由心証主義に委ねていることについて「過失犯については、固められた構成要件」といわれることがある。ということは、そうではない他の犯罪では、用じられた構成要件という概念には必ずある。そこで、この「用じられた」の意味を事実認定の観点から考えてみる。

まず、刑事法の世界でも要件事実が用いられているが、民法法の世界で研究が深められている。著者は、刑事事実認定の場面に、民法法の世界

① 「要件事実」という用語は用いられていない。ドイツ語で「Tatbestand」という用語は、刑法に用いられる。この用語は、刑法で「犯罪構成」要素として「犯罪構成」という言葉で用いられている。したがって、あらかじめその概念のよきにより定められている。このことから、刑法を適用し犯罪の成立を判断する際には、この「要件事実」を「犯罪構成」要素として用いるのである。② 「要件事実」という用語は、刑法で「犯罪構成」要素として用いられている。したがって、あらかじめその概念のよきにより定められている。このことから、刑法を適用し犯罪の成立を判断する際には、この「要件事実」を「犯罪構成」要素として用いるのである。③ 「要件事実」という用語は、刑法で「犯罪構成」要素として用いられている。したがって、あらかじめその概念のよきにより定められている。このことから、刑法を適用し犯罪の成立を判断する際には、この「要件事実」を「犯罪構成」要素として用いるのである。

第4章 情況証拠による事実認定

前の方で述べた当該証拠の請求ではなく、当該証拠の立証価値を基準とする「立証価値の認定」の手続によって行われるのが一般化しているように、下者は受け止めていることは、既に説明している(第2章第6の1参照)。

2 補助証拠、補助事実の場合

補助証拠は、主要証拠の証明力の強弱に影響を及ぼす補助事実の証明に向けられたものとされているから、一般には、自由心証で足り、証憑能力を要しないものと解されている。しかし、例えば、自由の任意性等に關して、厳格な証明と同様の立証による場合には、この点に關する補助証拠、ひいてはこの補助証拠から認定された補助事実についても、前記1(1)の場合と同様に、証憑能力を要することになる。また、このような観点から証憑能力を備えた補助証拠であっても、当初の立証期日のままで起訴手続の立証に用いることは、立証期日の閉鎖で済まされたい。そういった立証を行う場合には、そのための必要な手続を経ることを要すると解されることは、前記1(2)で述べたとおりである。

第4 情況証拠による事実認定

第1 個別の事項に関する事実認定と情況証拠(概説)

情況証拠による事実認定は、犯罪事実の認定に關して見ても多方面にわたって行われている。そのための個別の事項に関する事実認定と情況証拠については、事例前に分類して類型別に検討することが便宜である。しかし、当然のことながらそういった事項は多岐にわたるところから、その範囲的な検討は適当な機会に譲り、ここでは、主要的な事項を中心に、復讐から論じられている一部の事項について部分的な検討を行うこととした。

第2 殺人、傷害・暴行の故意

1 故意、傷害・暴行の故意の認定(概説)

(1) 殺意
ア 概説
殺意を中心として、前章・暴行の故意については、後記のとおり(第4章第6の1参照)

判例索引付き!

判例索引

●最高裁判所

最判昭和23・3・16刑集2・3・227……………399
最大判昭和26・8・1刑集5・9・1684……………11
最決昭和26・9・6刑集52・257……………347
最判昭和32・10・15刑集11・11・2731……………347
最判昭和37・5・19刑集16・6・609……………5, 46
最判昭和48・11・17刑集17・11・1793……………292

最大判平15・4・23刑集57・4・467……………337
最決平15・5・1刑集57・5・507……………416
最決平17・11・29刑集288・543……………416
最決平18・1・30判タ1210・84……………252
最判平18・11・7刑集60・9・561……………154
最決平19・10・16刑集61・7・677……………154
最決平20・9・17刑集62・9・170……………207
最決平20・9・17刑集62・9・170……………207

目次裏面参照▶▶▶



第1章 刑事事実認定概観

- 第1 はじめに
- 第2 刑事事実認定概観
 - 1 事実認定の普遍性(一般性)・日常性
 - 2 刑事事実認定における特殊性
 - 3 普遍性(一般性)・日常性と特殊性の総合が肝要
- 第3 法曹三者が行う事実認定
 - 1 概説
 - 2 捜査官における事実認定
 - 3 弁護人における事実認定
 - 4 裁判官・裁判体が行う事実認定
- 第4 刑事事実認定構造の変容
 - 1 刑事事実認定の主体等
 - 2 判断対象の変容

第2章 刑事裁判における事実認定

- 第1 事実認定の構造
 - 1 刑訴法317条の「事実の認定は、証拠による。」の事実認定における意義
 - 2 事実認定の構造
- 第2 争点の整理、明確化、刑事における要件事実的発想等
 - 1 判決の事実認定における理想形の実現方法
 - 2 公判前整理手続を経ない事件
 - 3 公判前整理手続を経た事件
 - 4 具体的な検討
- 第3 証拠調べの適正化
 - 1 証拠調べの適正化の位置付け
 - 2 公判前整理手続を経た事件における特有の留意点
 - 3 補足
- 第4 判決における事実認定は、それまでの審理の総決算
 - 1 判決書の完成度には判決段階以前の訴訟の在り方が重要
 - 2 判決における事実認定の諸過程
- 第5 心証形成過程
 - 1 概説
 - 2 分析的心証形成と総合的心証形成
 - 3 判決書の作成
 - 4 事実認定にも幅があること
- 第6 心証形成の方法
 - 1 縦方向の心証の積上げ方式
 - 2 横方向の心証の積上げ方式
 - 3 個々の証拠の信用性の評価
 - 4 論理則、経験則、洞察力の活用
- 第7 確認過程
 - 1 確認過程の内容と実施時期
 - 2 立証趣旨
 - 3 点検作業の結果とその後の手続
 - 4 まとめ
- 第8 判決書作成過程
 - 1 判決書作成過程も事実認定過程に含まれること
 - 2 判決書作成方法

第3章 刑事事実認定における要件事実的思考について

- 第1 刑事事実認定における要件事実的思考の意義と必要性について
 - 1 刑事事実認定が要件事実的に開かれていることについて
 - 2 事実認定における要件事実的思考の意義と必要性について

- 第2 要件事実的思考の意義等について
 - 1 要件事実的思考の意義について
 - 2 要件事実的思考の発現形態について
- 第3 要件事実的思考の実務的なメリット
 - 1 刑事事実認定における分析の視点を提供すること
 - 2 釈明、争点整理の手掛かりとなること
 - 3 証拠調べの効率化と要件事実的思考
 - 4 事実認定過程及び判決における事実認定に関する説明の各適正化と要件事実的思考
 - 5 量刑理由の説示の適正化と要件事実的思考

第4章 情況証拠と事実認定(総論)

- 第1 はじめに
 - 1 情況証拠に関する学説等
 - 2 検討の視点
- 第2 情況証拠の意義等
 - 1 情況証拠の意義
 - 2 情況証拠の存在形態
 - 3 情況証拠の分類
- 第3 情況証拠と証拠能力
 - 1 間接証拠、間接事実の場合
 - 2 補助証拠、補助事実の場合
- 第4 情況証拠による事実認定
 - 1 情況証拠による事実認定の分類
 - 2 直接証拠がある上記①②の場合と情況証拠
- 第5 直接証拠型や本来情況証拠型が混在し得る上記③の場合
 - 1 直接証拠型による事実認定
 - 2 本来情況証拠型による事実認定
 - 3 推定
 - 4 同種前科・類似事実による立証
 - 5 経験則
 - 6 総合認定
 - 7 不特定の認定(概論)

第5章 情況証拠と事実認定(各論)

- 第1 個別の事項に関する事実認定と情況証拠(概説)
- 第2 殺人、傷害・暴行の故意
 - 1 殺意、傷害・暴行の故意の認定(概説)
 - 2 創傷に関する情況証拠
 - 3 凶器に関する情況証拠
 - 4 犯行の態様
 - 5 動機
 - 6 救命措置の有無と殺意
- 第3 目的、常習性等
 - 1 概説
 - 2 薬物事犯における営利の目的等
 - 3 贓物犯(盗品譲受け等犯)における知情
 - 4 賄賂性等
 - 5 反抗を抑圧されたこと等
 - 6 常習性
- 第4 共謀
 - 1 共謀の認定において、主に問題とされる事項
 - 2 共謀の認定・小論
- 第5 薬物事犯における法定の除外事由の不存在

判例索引

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* 実践的刑事事実認定と情況証拠〔第4版〕

合計 _____ 部

ご所属名	庁	道府県
(署・隊・課)		

ご担当者名 _____ (TEL: _____)

係名	氏名

係名	氏名

(ご記入いただいた個人情報は、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2
TEL:03-3291-1561(代表) <http://tachibanashobo.co.jp>